

VIII 特別支援教育の理解啓発

1 障害のある子ども等の自立・社会参加に係る理解啓発

現状と課題

(1) 関係機関等との連携による広報や啓発事業への取組

共生社会の実現に向けて、より多くの人々に特別支援教育の推進について理解啓発を図っていく必要があります。さらに、平成28年4月から施行された障害者差別解消法^{Ⅷ1)}により、行政機関や事業者に対して、不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮^{Ⅷ2)}の提供が義務付けられたことから、併せて理解啓発を強化していく必要があります。

県教育委員会や特別支援学校では、これまでも、「ハートフルアート展（群馬県特別支援学校児童生徒作品展）」の開催や理解啓発リーフレットの作成、学校公開の取組などを進めてきました。今後もこうした取組を一層充実させるとともに、関係部局、市町村教育委員会、関係機関や団体、保護者等との連携を図りながら、障害のある子ども等や特別支援教育に対する理解啓発のための広報や啓発事業に取り組むことが重要です。

また、県では、群馬県手話言語条例¹⁹⁾の施行に伴う教育分野の取組として、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及と啓発を推進することとしています。さらに、県新規採用職員研修において、特別支援学校等での体験研修を実施し、障害のある子ども等に対する理解を深めるよう努めています。

施策の方向

(1) 理解啓発事業の実施

ア 理解啓発イベントの開催

特別支援教育に対する関心を高めるために、引き続き「ハートフルアート展」を開催します。

また、労働、福祉、教育に関係する部局が連携して取り組む啓発事業の実施も検討します。

イ 講演会、ワークショップの開催

子育てや雇用等における障害者への理解を推進するために、市町村や教育事務

所、県のそれぞれの単位で、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係部局や関係団体と協力して、地域住民や企業を対象とした講演会やワークショップを開催します。

ウ 理解啓発リーフレットの作成と配布

特別支援教育に関する県や市町村の施策等について知らせるために、リーフレットを作成して、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小・中学校、高等学校等の保護者等に配布します。また、市町村の関係部局の協力を得て、教育や福祉の相談窓口リーフレットを備え置き、広く県民に周知できるよう工夫します。

(2) 教育委員会や学校のWebページ等での情報提供の充実

特別支援教育に関心を持って情報を得ることができるようにするために、国の動向や県の施策、各校の取組等を積極的に公開するなどWebページの内容を充実させ、提供の仕方を工夫して、特別支援教育に関する情報を提供していきます。

また、特別支援教育に係る情報を広く周知するために、特別支援教育センター（総合教育センター内）が、研究・研修資料の提供や、電話・来所による相談を行うなどして、キーステーションとして情報を提供します。加えて、Webページを活用した研修会や相談機関に関する情報提供を拡充していきます。

(3) 特別支援学校の教育活動の公開

特別支援教育及び特別支援学校や特別支援学級等における教育活動に対する保護者や地域住民の理解を得るために、計画的に授業の公開を行うなどして、社会に開かれた学校づくりを一層推進していきます。

地域や企業を対象に、特別支援学校の有する教育機能やセンター的機能に対する理解を図るために、公開講座や学校施設公開等を引き続き充実させます。

(4) 学校間の交流の推進

すべての子どもの障害に対する理解を促進し、一人一人の個性を大切に思う心を育むために、特別支援学校と幼稚園、幼保連携型認定こども園、小・中学校、高等学校等との間で行われている学校間の交流に多くの幼児児童生徒が参加できるようにし、より一層充実させていきます。その際には、リーフレットを活用して、交流の意義や目的に対する理解を深められるようにしていきます。

(5) 居住地校交流の推進

特別支援学校に通う児童生徒たちの居住地における人的・社会的基盤の形成を図るために行う居住地校交流を推進し、同じ地域で生活する子どもたちや、その保護者等に対して、特別支援学校に通う児童生徒への理解を促進し、共に学び、共に生きる地域社会の実現に努めます。

なお、居住地校交流の推進に当たっては、実施に際しての課題を明らかにすると

ともに、リーフレットの活用等により、居住地域にある学校に対して、交流の意義等についての理解促進を図ります。

(6) 障害特性の理解に係る学習

障害に対する理解を深める学習の充実を図るために、障害特性に係る資料や情報の提供に努めます。授業を担当する教員が、より正しい理解に立って、子どもたちの学習をサポートすることができるようにしていきます。

(7) 群馬県手話言語条例¹⁹⁾の施行に伴う教育分野の取組

県は、本条例¹⁹⁾の趣旨に基づいた「群馬県手話施策実施計画^{Ⅷ3)}」のうち、学校における手話の普及と啓発を推進するため、以下の点を進めます。

ア 個に応じた乳幼児期からの手話の教育環境整備

- (ア) 聾学校乳幼児教育相談^{Ⅷ4)}では、手話を用いた親子の豊かなコミュニケーション及びことばの発達に関する支援や、手話に関する相談及び情報提供を行います。
- (イ) 聾学校では、幼児児童生徒一人一人の障害の状態や発達段階等を踏まえ、手話を含む多様なコミュニケーション手段を用いて各教科等を学んだり、自立活動において手話を学んだりする指導の充実に努めます。
- (ウ) 学校等における手話の活用や研修を支援する取組を進めます。

イ ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援

- (ア) 聾学校は、PTAと協力し、ろう児同士やろう者を含む保護者同士が、日常的に円滑なコミュニケーションをとることができるよう、手話について学んだり、相談したりできる機会の設定に努めます。
- (イ) 聾学校では、聴覚障害支援センター^{Ⅷ5)}を中心に、きこえやことばに関する相談・支援の推進や、手話を含むコミュニケーション手段の活用に関する助言・援助を行います。

ウ ろう者を含む教員の確保及び教員の専門性の向上に関する研修の充実

- (ア) 手話に通じたろう者を含む教員の確保や、手話に関する技術の向上などの様々な教育課題に対応できる教員としての専門性を高めるための研修に努めます。

【注釈】

Ⅷ1) 障害者差別解消法とは、正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」といい、その制定の経緯や基本的な考え方は以下のとおりである。

(1) 法の制定の経緯

法は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的とする。

(2) 法の基本的な考え方

ア 法の対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、すなわち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものであり、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。難病に起因する障害は心身の機能の障害に含まれ、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

イ 法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野を広く対象としている。ただし、事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

Ⅷ2) 合理的配慮とは、次のとおり。

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

関係事業者は、法第8条第2項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をするように努めなければならない。

ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人權及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、事業者に対し、その事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮に努めなければならないとしている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担

が過重でないものである。

合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること及び事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、過重な負担の基本的な考え方に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる可能性がある点は重要であることから、環境の整備に取り組むことを積極的に検討することが望ましい。

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示、身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、意思の表明には、障害者からの意思の表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者、法定代理人その他意思の表明に関わる支援者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が家族やコミュニケーションを支援する者を伴っておらず、本人の意思の表明もコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も困難であることなどにより、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

エ 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者や日常生活・学習活動などの支援を行う支援員等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

オ 介助者や支援員等の人的支援に関しては、障害者本人と介助者や支援員等の人間関係や信頼関係の構築・維持が重要であるため、これらの関係も考慮した支援のための環境整備にも留意することが望ましい。また、支援機器の活用により、障害者と関係事業者双方の負担が軽減されるこ

とも多くあることから、支援機器の適切な活用についても配慮することが望ましい。

カ 同種の事業が行政機関等と事業者の双方で行われる場合には、事業の類似性を踏まえつつ、事業主体の違いも考慮した上での対応に努めることが望ましい。

以上、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」より抜粋。

Ⅷ3) 「群馬県手話施策実施計画」とは、群馬県手話言語条例の趣旨に基づき、手話の普及と啓発に資する環境を整備するために必要な施策に係る実施計画であって、障害者基本法、障害者総合支援法に基づく「バリアフリーぐんま障害者プラン6 (H27～H29)」における「意思疎通環境の整備」に係る個別実施計画。平成28年度から平成31年度までの4年間で計画期間として策定された。なお、「バリアフリーぐんま障害者プラン6」の終期に、新プランの策定にあわせて計画の中間見直しを行うとされている。手話が、言語活動の文化的所産であることを理解し、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指すこととしている。

Ⅷ4) 聾学校では、昭和48年から3歳未満の幼児と保護者に対する相談を開始した。現在は、出生と同時に聴覚検査が可能となっており、0歳から5歳の乳幼児とその保護者を対象に、週1～2回の相談を行っている。

Ⅷ5) 聾学校では、「聴覚障害支援センター」を設置している。主な事業内容としては、「教育相談」「定期的継続的な教育相談及び通級による指導」「教員に対する研修や児童生徒に対する聴覚障害理解に関する授業協力」などを実施している。
